

## 消費税率 8%への引上げに伴う補てん状況の把握方法について（案）

### 1. 補てん状況の把握の対象について

- 消費税の補てん状況の把握を行うためには、消費税率 8%への引上げは平成 26 年 4 月であるため、平成 26 年 4 月以降の費用のうち課税経費の消費税相当額と、平成 26 年 4 月以降の収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税 3%分を把握する必要がある。

そのため、現在実施中の第 20 回医療経済実態調査（医療機関等調査）のうち、事業年度内が全て消費税率 8%の期間である平成 26 年 4 月開始の医療機関等を補てん状況の把握の対象としていた。（本年 8 月 7 日 第 11 回分科会）

しかしながら、全ての医療機関等の補てん状況を把握するため、事業年度の開始時期について限定しないこととしたい。

### 2. 費用と収入の計算方法について

- 事業年度が平成 26 年 4 月開始以外の医療機関等については、消費税率 5%の期間の費用が混在するため、各事業年度の消費税率 5%の期間と消費税率 8%の期間に応じた換算率を乗じることで、年間を通じて消費税率 8%とした課税経費を推計し、補てん状況把握を行うこととしたい。
- 収入のうち診療報酬本体に上乗せされている消費税分については、上乗せを行った診療報酬項目に、平成 26 年 4 月の診療報酬改定で新設されたもの等があることから、同月から平成 27 年 3 月までの算定データに基づいて推計することとしたい。

(参考) 事業年度が4月開始の医療機関等の割合

※第19回医療経済実態調査より作成

		①全数	②事業年度が 4月開始	②/①
病 院 (集計1)	合 計	1,069	914	85.5%
	法人	1,035	914	88.3%
	個人	34	0	0.0%
一般診療所 (集計2)	合 計	1,663	179	10.8%
	法人	890	179	20.1%
	個人	773	0	0.0%
歯科診療所 (集計2)	合 計	598	28	4.7%
	法人	106	28	26.4%
	個人	492	0	0.0%
保険薬局 (集計2)	合 計	915	242	26.4%
	法人	837	242	28.9%
	個人	78	0	0.0%